

葛飾区立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱

2 葛教中第 363 号
令和 3 年 3 月 1 2 日
教 育 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、葛飾区立図書館（以下「図書館」という。）が、インターネット上に公開しているホームページ（以下「図書館ホームページ」という。）へのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第 2 条 広告の掲載場所は、図書館ホームページのトップページとし、その位置は教育次長が指定する位置とする。

(広告の掲載期間)

第 3 条 広告の掲載期間は、1 か月を単位とし、掲載月から当該年度までを限度とする。

2 前項の場合において、月の初日から当該月の末日までを 1 か月として算定する。

(広告の規格)

第 4 条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60 ピクセル
- (2) 左右 120 ピクセル
- (3) 4 KB 以内
- (4) GIF 形式
- (5) 静止画

2 広告は、図書館ホームページと同様に高齢者や障害者を含めた多くの人が利用できるように配慮しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、広告中の画像を点滅させることは、部分的なものを含め、認めない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、教育次長が当該広告の都合上特に必要があると認めたときは、別に指定する規格において広告を掲載することができる。

(広告掲載料)

第 5 条 広告の掲載料は、月額 5,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を 3 か月以上連続して掲載する場合の掲載料は、別表のとおりとする。

(広告主の募集)

第 6 条 広告主の募集は、公募とし、区広報、区ホームページ及び図書館ホーム

ページ等において行うものとする。

(広告の掲載順序)

第7条 掲載する広告の順序は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益的法人等及びそれらに類するものに係る
広告
- (2) 私企業のうち、公共的性格を有する企業で、区内に事業所等を有するもの
に係る広告
- (3) 前2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、区内に事業所等を有す
る者に係る広告
- (4) 第1号及び第2号の規定に該当しない私企業及び自営業で、区内に事業
所等を有しないものに係る広告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育次長が図書館ホームページに掲載する
広告として適当であると認めるもの
- (6) 前各号で同順位だった場合、当該掲載をする申込期間が長い広告

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 図書館ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」とい
う。)は、葛飾区立図書館ホームページ広告掲載申込・変更届書(以下「申込・
変更届書」という。)(第1号様式)に掲載しようとする広告の概要を表した案
を添えるとともに、葛飾区暴力団排除条例第2条第3号の暴力団関係者に該
当しないことを確約した上で、教育次長に申し込むものとする。

- 2 広告掲載の申し込みは、申込者1人につき、掲載を希望する期間中1枠とす
る。
- 3 教育次長は、第1項の申込・変更届書を受理したときは、「広報かつしか」
等広告掲載にかかわる基準(以下「広告基準」という。)を準用し、広告掲載
の可否を審査し、決定するものとする。
- 4 前項の審査に当たり、疑義が生じたときは、葛飾区立図書館ホームページ広
告審査委員会(以下「広告審査委員会」という。)による広告掲載の可否の審
査を経て掲載広告を決定するものとする。
- 5 広告掲載の可否が決定したときは、速やかに葛飾区立図書館ホームページ
広告掲載決定通知書(第2号様式)又は、葛飾区立図書館ホームページ広告非
掲載決定通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告審査委員会)

第9条 教育次長は、前条第4項の審査を行う必要があると認めるときは、広告
審査委員会を招集する。

- 2 広告審査委員会の委員長は、葛飾区教育委員会事務局次長とし、委員は、教
育総務課長、産業経済課長、中央図書館長とする。
- 3 委員長は、審査を行うに当たり、必要に応じて委員以外の関係部課長の出席

を求め、意見を聞くことができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告掲載料を、教育次長が指定する方法及び納付期限までに全額納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、教育次長が指定する方法により広告主の負担で作成し、教育次長が指定する期日までに電子データにより提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を作成するに当たっては、掲載する広告のデザインに関して必要な事項は、事前に図書館と協議しなければならない。

(広告内容の責任)

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込・変更届書(第1号様式)により、速やかに教育次長に届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき
- (2) 広告を差し替えるとき
- (3) 広告主のホームページのアドレスを変更するとき
- (4) 広告主のホームページに障害等が発生したとき
- (5) 前各号に規定するもののほか、申込者又はその添付書類の記載内容に変更があったとき

(広告記載の取消し)

第14条 教育次長は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに原稿を提出しないとき
- (2) 指定した期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (3) 広告主のホームページが、事前の連絡なく、閉鎖されたとき
- (4) 広告主のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、広告基準第5条の規定に反する状態に至っていると判断したとき
- (5) 暴力団関係者と判明したとき
- (6) 当該広告を掲載することにより、図書館ホームページの公共性を害するおそれが生じたとき
- (7) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育次長が必要と認めたとき

(損害賠償請求)

第15条 前条第4号及び第5号に該当する事由により図書館が被害を被った場合は、教育次長は広告主に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかつた場合は、その限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、システム及び機器の定期保守により、広告が掲載できなかつたときは、広告掲載料の返還は行わない。

3 申込者が暴力団関係者と判明した場合は、申込者に催告することなく、当該契約を解除し、広告掲載料の返還には応じない。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、教育次長が別に定める。

付則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 2 日から施行する。

別表 (第 5 条関係)

掲載 月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
広告料	5,000円	10,000円	14,000円	19,000円	24,000円	27,000円	32,000円	36,000円	39,000円	42,000円	46,000円	48,000円